

厚木市観光振興推進委員会第2回会議次第

日時 平成30年10月15日（月）

午後2時から

場所 厚木市役所本庁舎3階特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 案 件

(1) 厚木市観光振興条例の点検について

・・・資料1

(2) 平成30年度事業の実施状況について

・・・資料2

(3) 平成31年度事業について

・・・資料3

(4) 観光振興に係る意見交換について

4 その他

5 閉 会

厚木市観光振興推進委員会名簿

No.	役 職	氏 名	選 出 団 体
1	委員長	鷲尾 裕子	松蔭大学観光メディア文化学部
2	委員	永井 貞行	小田急電鉄株式会社
3	委員	袋野 豊	神奈川中央交通株式会社
4	委員	富家 綾乃	厚木ホテル協議会
5	委員	石川 義仁	飯山観光協会
6	委員	黄金井康巳	七沢観光協会
7	委員	青木 良衣	厚木商工会議所
8	委員	寺田 敏	あつぎ観光ボランティアガイド協会
9	委員	平井 茂	市民公募
10	委員	宮脇昇一郎	市民公募

【オブザーバー】

No.	役 職	氏 名	所 属
1	専務理事兼事務局長	森下 俊春	一般社団法人厚木市観光協会

【事務局】

No.	役 職	氏 名	所 属
1	部長	荒井 英明	厚木市産業振興部
2	課長	小野間善雄	厚木市産業振興部観光振興課
3	係長	内田 良彦	厚木市産業振興部観光振興課観光振興係
4	主事	大西 勝也	厚木市産業振興部観光振興課観光振興係

厚木市観光振興条例

(目的)

第1条 この条例は、観光の振興が本市の経済社会の持続的な発展のために重要であることに鑑み、観光の振興についての基本理念を定め、並びに市の責務及び観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより活力ある地域づくりを図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光事業者 観光に関連する事業を営む者をいう。
- (2) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体その他の観光に関する活動を行う団体をいう。
- (3) 観光事業者等 観光事業者、観光関係団体及び市民をいう。
- (4) 観光資源 優れた自然の風景地、良好な景観、温泉、文化財、伝統行事、優れた食文化その他の観光の対象となる資源をいう。

(基本理念)

第3条 観光の振興は、健康でゆとりのある生活を実現する上で果たす観光の役割が重要であるという認識の下に推進されなければならない。

- 2 観光の振興は、観光地の自然環境を保全し、その特性を尊重することが持続可能な観光施策を行う上で重要であるという認識の下に推進されなければならない。
- 3 観光の振興は、その振興が多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供すること等により地域の経済社会において重要な役割を担っているとの認識の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、観光事業者等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう必要な支援を行うものとする。

(観光事業者の役割)

第5条 観光事業者は、基本理念にのっとり、観光旅行に関する多様な需要に応え、良質なサービスを提供することにより、観光旅行者の満足度の向上に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 観光事業者は、市が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第6条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、おもてなしの向上等を図ることにより観光旅行者の受入体制の整備を行い、その来訪の促進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、市が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民による観光振興)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、市及び観光事業者等が実施する観光の振興に関する取組に参加することにより魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすことができる。

(基本計画)

第8条 市長は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 観光の振興に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 観光の振興に関し、市が計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、観光事業者等及び厚木市観光振興推進委員会の意見を聴かなければならない。

(魅力ある観光地の形成)

第9条 市は、魅力ある観光地の形成を図るため、観光資源の充実に資する活動に対する支援、旅行に関連する施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

(地域の特性をいかした観光地の形成)

第10条 市は、地域の特性をいかした観光地の形成を図るため、観光事業者等との連携及び協働により、観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする。

(交通利便性の向上)

第11条 市は、観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の整備その他の観光旅行者の交通の利便性の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、企業、大学等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(広域的な連携)

第13条 市は、国及び神奈川県その他の地方公共団体と連携し、観光資源を有効に活用するために必要な広域的な施策の推進に努めるものとする。

2 市は、観光資源をいかした友好都市等との交流に必要な施策を講ずるものとする。

(旅行者の利便性の向上)

第14条 市は、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する観光旅行者の利便性の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 市は、市内における観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における事故、災害等に関する情報の提供その他の事故の発生の防止等に必要な施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第16条 市は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然、環境、産業等に関する体験活動を目的とする観光旅行、文化に関する事業をいかした観光旅行、スポーツに関する行事を活用した観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光情報に関する広報宣伝等)

第17条 市、観光事業者及び観光関係団体は、観光旅行者の来訪の促進を図るため、多様な媒体を通じた本市の観光情報に関する広報宣伝の充実に取り組むよう努めるものとする。

2 市は、観光の振興に関する取組への市民の参加を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

(観光振興推進委員会)

第18条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市観光振興推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第19条 市長は、委員会の意見を踏まえ、3年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条並びに附則第3項及び第4項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている厚木市観光振興計画は、第8条の規定により策定された計画とみなす。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第64号を第65号とし、第63号の次に次の1号を加える。

(64) 観光振興推進委員会の委員

第2条第1項中「第63号」を「第64号」に改め、同条第2項中「前条第64号」を「前条第65号」に改める。

第3条中「第1条第64号」を「第1条第65号」に改める。

第5条第1項中「第64号」を「第65号」に改める。

第6条第1項第1号中「第63号」を「第64号」に改める。

別表に次のように加える。

64	観光振興推進委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円

(調整規定)

- 4 この条例及び厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）、厚木市文化芸術振興条例（平成24年厚木市条例第28号）又は厚木市子ども育成条例（平成24年厚木市条例第31号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、厚木市セーフコミュニティ推進条例、厚木市文化芸術振興条例又は厚木市子ども育成条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

平成30年度主な事業の実施状況について

1 あつぎ飯山桜まつり開催事業

(1) 事業目的

桜の名所「飯山白山森林公園」を広く紹介宣伝し、観光客の誘致拡大と地域の活性化を図り、地域観光の振興を図る。

(2) 事業経過及び実績

厚木市の代表的な観光地として市民や県内外の方々に親しまれている「飯山白山森林公園桜の広場」を中心に、桜の開花期に合わせ「第54回あつぎ飯山桜まつり」を開催した。まつり期間中の9日間を通して、多数の来場者が見込まれる土・日曜の4日間がすべて晴天となったため、前回より来場者が増加し、本事業の目的である、「飯山地区を始めとする本市の観光振興や市民相互の交流促進」が図られたと考える。

- ・開催期間 平成30年3月31日（土）から4月8日（日）まで（9日間）
- ・会場 飯山白山森林公園「桜の広場」
- ・内容 飯山温泉花見おどり・飯山白龍太鼓・白龍の舞・ダンスコンテスト・飯山花音頭・あゆコロちゃんのお友達集合・トレイルランニング大会・太鼓まつり・AIC生中継ほか
- ・来場者数 45,000人
- ・決算見込額 3,000,000円

2 あつぎ鮎まつり開催事業

(1) 事業目的

“元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ”を市民みんなの力でつくとともに、伝統ある「あつぎ鮎まつり」を再認識し、市民相互の心の触れ合いを深め、市内産業の振興を図ることを目的とする。

(2) 事業経過及び実績

第72回として実施し、花火を始めとする多彩な催しを実施することで多くの来場者でにぎわい、地域経済の活性化を図ることができた。

- ・開催日 平成30年8月4日（土）・5日（日） 2日間
- ・会場 相模川河川敷三川合流点ほか
- ・内容 開会式・オープニングパレード・Dance Legend・フードコート「市民出店村」・大花火大会・小学生鮎つかみどり・みこしショー・民踊おどり・閉会式等
- ・来場者数 705,000人
- ・決算見込額 61,000,000円

3 健康づくり村推進事業

(1) 事業目的

地域活力の再生を図るため、地域における自然的特性、文化並びに多様な人材の想像力を活かし、官民連携のもと地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組として「健康づくり村推進事業」を展開する。

(2) 事業経過及び実績

ア 健康づくり大学

厚木市健康づくり大学推進協議会に大学開催補助金を交付し「健康づくり大学」を開催している。すでに4回し、45人の参加があった。

- ・開催期間 5月23日（水）～3月20日（水）のうち9日間
- ・予算額 500,000円

イ 森林セラピー

厚木市森林セラピー基地推進協議会にセラピー基地運営活動補助金を交付し「森林セラピーツアー」を開催している。すでに7回し、79人の参加があった。

- ・開催期間 4月12日（水）～3月22日（木）のうち20日間
- ・予算額 200,000円

4 インバウンド推進事業 受入環境整備事業補助金

(1) 事業目的

本市を訪れる多くの訪日外国人や2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催をきっかけに、今後、訪日外国人の本市への来訪が期待される中、外国人の方に市内の観光施設や店舗を安心して利用していただくとともに誘致を推進するため、受入れ環境を整える。

(2) 事業経過及び実績

ア 厚木市訪日外国人おもてなし事業補助金

市内の観光施設や店舗に設置された看板や案内板、メニューの外国語表記や外国語版パンフレット、ホームページの翻訳など、外国人観光客が安心して利用できるための経費に対し、補助金を交付している。

- ・交付申請 4件
- 交付申請額 312,000円
- ・予算額 1,000,000円

イ 厚木市旅行客受入環境整備事業補助金

観光事業者への情報提供や接遇スキル向上など、観光客受入環境向上に資する人材育成プログラムを実施する厚木市観光協会に対し、補助金を交付する。現在、研修内容、実施時期について厚木市観光協会と協議している。

- ・開催回数 2回（予定）
- ・予算額 500,000円

5 観光宣伝事業 観光資源体験事業

(1) 事業目的

厚木市の有する豊かな自然や食文化、都心から近距離に位置する優位性等をいかし、首都圏在住者等をターゲットに、本市の観光資源の紹介宣伝及び特産品のPR等によるシティセールスを推進し、観光地としての認知性の向上と観光客の誘致拡大を図ることを目的に観光PRイベントを実施する。

(2) 事業経過

宮ヶ瀬・大山エリアに訪れた観光客を、本市の代表的な観光資源である「温泉」を有する飯山及び七沢エリアへ誘客するための回遊プロモーションとして、両エリア内で割引クーポン付観光リーフレットを配布する。

・予算額 500,000円

6 観光宣伝事業 観光情報発信事業

(1) 事業目的

観光情報を広く宣伝紹介し、観光客の誘致拡大を図るとともに、ターゲットを絞った、効果的な情報発信の取組を進める。

(2) 事業経過及び実績

ア 厚木市総合観光ガイド

厚木市観光協会が作成する、本市の観光資源を魅力的に紹介する観光パンフレットに対し、補助金を交付する。

・予定発行部数 30,000部

・仕様 A4版 24ページ

・予算額 2,000,000円(総予算額 4,000,000円)

イ 外国人向けまちなかガイド(案)

市街地ホテルに滞在するビジネス客に向けた、市街地の飲食店等を掲載したガイドマップを作成する。

・予定発行部数 日本語・英語 各20,000部

・仕様 展開A3版

・予算額 2,200,000円

平成31年度厚木市産業振興部観光振興課 概算要求事業一覧（平成30年9月末現在）

厚木市観光振興条例第6条（観光関係団体の役割）

No.	戦略	柱	施策の方向	事業 (上段：親事業 下段：子事業)	事業内容	H31実施計画	H30（参考）
							予算額（千円）
1	第二	4	(1)	観光協会補助金 観光協会補助金	首都圏近郊に位置し、自然に恵まれ、温泉等の観光資源が豊かな本市の優位性と特性を生かしながら、各種誘客事業や調査研究事業を展開するとともに関係団体と協力し、観光情報の提供や観光PRに積極的に取り組み、本市の観光振興の促進に努める。	本市観光振興の推進主体である（一社）厚木市観光協会に対し補助金の交付を通じて、観光関連団体や事業者との連携を図るとともに、観光情報の発信に努めるなど、本市の観光産業の振興を推進する。	28,200

厚木市観光振興条例第8条（基本計画）

No.	戦略	柱	施策の方向	事業 (上段：親事業 下段：子事業)	事業内容	H31実施計画	H30（参考）
							予算額（千円）
1	第二	5	(3)	観光振興条例推進事業費 観光振興条例推進事業費	厚木市観光振興条例の運用の点検や条例に定める基本計画の進捗管理等を実施する。	厚木市観光振興推進委員会において、条例の運用状況や条例に定める基本計画の推進について検討を行う。	322

厚木市観光振興条例第9条（魅力ある観光地の形成）

No.	戦略	柱	施策の方向	事業 (上段：親事業 下段：子事業)	事業内容	H31実施計画	H30（参考）
							予算額（千円）
1	第一	1	(1)	観光行事推進事業費	本市最大のイベントである「あつぎ鮎まつり」を8月の第一土曜及び日曜日に開催する。市民参加型の催し物を取り入れる等、より一層内容の充実を図る。	第73回あつぎ鮎まつり 平成31年8月3日（土）・4日（日）（予定） あつぎ鮎まつり大花火大会、ダンスレジェンド、鮎つかみどり、民踊おどり、中央公園ステージほか	61,000
	第二	4	(1)	あつぎ鮎まつり開催事業費			
2	第一	1	(1)	観光行事推進事業費	当市の代表的な観光地として市民や県内外の方々に親しまれている飯山白山森林公園桜の広場を中心に、桜の開花期に「あつぎ飯山桜まつり」を開催し、地域観光の振興と親しまれる観光地づくりに努める。	第55回あつぎ飯山桜まつり 平成31年3月28日（土）～4月5日（日）（予定） 飯山白龍太鼓、白龍の舞、桜輿、飯山花音頭、ダンスコンテスト、あつぎ太鼓まつり、トレイルランニング大会ほか	3,000
	第二	4	(1)	あつぎ飯山桜まつり開催事業費			
3	第一	1	(1)	観光行事推進事業費	各地域のまつりへの観光客の誘致拡大を通じ、まつりの充実と活性化により地域観光の振興を図る。	厚木観光桜まつり、あつぎ飯山あやめ祭り、あつぎ飯山秋の花まつり、あつぎ七沢森のまつり、ローズガーデンフェスティバルについて、補助金支出事務を通じてまつりを支援する。	800
	第二	4	(1)	地域観光まつり事業補助金			
4	第一	1	(2)	観光資源活性化事業費	花の里山づくりや名所づくりを行い、地域資源を利用した地域の活性化を推進する。	四季折々の花を観光資源の一つとして位置付け、入込観光客の増加を図るため、花の種や苗を中心に地域活動団体へ支給する。	530
				花の里創出事業費			
5	第一	1	(2)	観光資源活性化事業費	飯山・七沢地区の地域活性化を目的に、新たな観光資源を創出を図るため、地域活性化団体へ補助金を交付し、活動を支援する。	飯山及び七沢の地域活性化を目的に、地域活性化団体へ補助金を交付し、新たな観光資源の創出を図る。	500
				地域活性化推進事業補助金			

厚木市観光振興条例第10条（地域の特性をいかした観光地の形成）

No.	戦略	柱	施策の方向	事業 (上段：親事業 下段：子事業)	事業内容	H31実施計画	H30（参考）
							予算額（千円）
2	第一	1	(2)	観光施設維持管理事業費 観光施設維持管理事業費	ハイキングコースの整備清掃、観光トイレの清掃、七沢観光案内所の維持管理、観光歓迎塔等の観光施設の維持管理。	ハイキングコースの整備清掃、観光トイレの清掃、七沢観光案内所の維持管理、観光歓迎塔等の観光施設の維持管理等を行う。	10,020
3	第一	1	(2)	観光施設維持補修事業費 観光施設維持補修事業費	観光トイレ及び七沢・飯山地区以外のハイキングコースの維持補修を行う。	ハイキングコース、観光案内所、観光歓迎塔等の観光施設の維持補修等を行う。	1,863
5	第一 第二 第三	2 5 7	(3) (1)	観光事務経費 観光事務経費	入込観光客調査を行うとともに、観光関係団体への負担金の支出を通じ、本市の観光振興の推進を図る。	入込観光客調査を実施する。県観光協会や丹沢大山各協議会等の会員として、魅力ある観光地の様々な宣伝・紹介をすることにより観光客の誘致を図る。	1,425
6	第一	3	(4)	シティセールス推進事業費 食ブランド推進事業費	本市の魅力となる優れた食を「あつぎ食ブランド」として認定し、市内外に積極的に情報発信するなど、シティセールスのツールとして効果的に活用することにより、本市の知名度の向上やイメージアップを図る。	あつぎ食ブランド選定委員会を開催し、OECフードの認定及び更新を行う。	264
7	第二	5	(2)	フィルム・コミッション事業費 フィルム・コミッション事業費	映画やドラマの撮影を支援・誘致することにより、シティ・セールスの推進を図るとともに、市民エキストラを登録・紹介することにより、市民参加による地域振興等を図る。	ロケ地使用についての相談窓口となるとともに、ロケ地管理者へ正確・迅速に引継ぎ、撮影の利便を図る。また、必要に応じて、ロケハンやロケ立会いを行う。市民エキストラの登録更新を行うとともに、エキストラの募集に際し登録者に対し情報提供する。	0
7	第二	5	(2)	飯山白山森林公園桜の広場整備事業費 飯山白山森林公園桜の広場整備事業費	飯山白山森林公園桜の広場を中心とするエリアについて、観光拠点としての機能強化を図るため、計画を策定します。	飯山白山森林公園桜の広場を中心とするエリアについて、観光拠点としての機能強化を図るため、基本構想（計画）に沿って実施設計を策定する。	4,000

厚木市観光振興条例第16条（新たな観光旅行の分野の開拓）

No.	戦略	柱	施策の方向	事業 (上段：親事業 下段：子事業)	事業内容	H31実施計画	H30（参考）
							予算額（千円）
1	第一	1	(1)	健康づくり村推進事業費	厚木の特徴ある里山、豊かな自然環境を有効に活用した健康づくりがテーマの体験学習など健康づくり推進事業の実施団体に対して補助金を交付し、活動を支援する。	飯山・七沢地区の温泉郷を利用した健康づくり大学の開催、森林セラピー基地のPR、森林セラピーツアーの実施等の体験学習プログラムを充実、実施する。	700
				健康づくり村推進事業補助金			
2	第三	7	(1)	インバウンド推進事業費	訪日外国人を含めた観光客に対する受入環境向上のため、観光関連事業者を対象とした研修会を実施し本市観光の振興を図る。	市内ホテルや温泉旅館、飲食店等観光関連事業者を対象に、インバウンド対応やおもてなしに関する研修会を実施する。また、インバウンド対応に係る看板やメニュー作成、ホームページの改修等の費用に対し補助金を交付する。	1,500
				宿泊施設受入環境整備事業補助金			
3	第三	7	(1)	インバウンド推進事業費	本市への誘客を図るための着地型ツアーについて、（一社）厚木市観光協会及び旅行会社の協力を得ながら企画、商品化することにより、本市の観光振興の推進を図る。	本市ならではの体験型コンテンツを中心とした着地型ツアーを（一社）厚木市観光協会及び旅行会社の協力を得ながら企画、商品化する。なお、将来的には旅行会社主催のツアーとなるよう旅行会社に働きかける。	500
				新たな観光ルート創出事業費			

厚木市観光振興条例第17条（観光情報に関する広報宣伝等）

No.	戦略	柱	施策の方向	事業 (上段：親事業 下段：子事業)	事業内容	H31実施計画	H30（参考）
							予算額（千円）
1	第一	1 3 3 3 3 6	(1) (1) (2) (3) (4) (3)	シティセールス推進事業費	本市の魅力となる地域資源や特性などを市内外へ効果的に情報発信するとともに、市民協働によるシティセールスの取組を推進する。	マスコットキャラクターあゆコロちゃんを積極的に活用し、豊かな自然や温泉などの豊富な観光資源などの魅力を市内外に効果的に発信する。更に、本市の魅力的な食である「あつぎ食ブランド」について、広く効果的に情報発信する。	4,360
				シティセールス推進事業費			
				観光案内事業費			
				観光案内事業費			
				観光案内事業費			
2	第一	3 3	(1) (3)	観光案内事業費	観光地の案内業務、宿泊施設の紹介宣伝等を実施し、観光客へのサービスの向上と誘客拡大に努める。	本厚木駅案内所及び東丹沢七沢観光案内所において、観光地、観光施設（公共施設等の案内を含む。）の紹介、旅館、ホテル等宿泊施設の紹介、観光みやげ品、観光特産品等の紹介、その他誘客の拡大を図るための観光案内を行う。	5,652
				観光案内事業費			
3	第二 第三	3 4 7	(4) (3) (3)	観光宣伝事業費	本市の有する豊かな自然や温泉など、魅力的な観光資源について、イベントを通じて広く紹介・宣伝することにより、本市への誘客を図る。	広域観光を視点に本市周辺自治体と連携し、観光客に本市にも訪れていただけるよう、観光プロモーション等のイベントの実施を通じ、多くの人々に本市の魅力的な観光資源についてPRを行う。	500
				観光資源体験事業費			
				観光資源体験事業費			
4	第一 第三	3 6	(4) (1)	観光宣伝事業費	本市の観光情報を広く紹介宣伝し、観光客の誘致拡大を図るとともに、ターゲットを絞った効果的な情報発信の取組を進める。	観光パンフレット（日本語版・英語版）、厚木大山ハイカーズガイド等の改訂及び増刷を行うとともに、高速道路S.Aに設置する。	7,292
				観光情報発信事業費			